

視 点

子育て世代包括支援センターと
切れ目のない支援とは

佐藤 拓代

I. はじめに

子育て世代包括支援センターは、法律上では平成28(2016)年6月改正の母子保健法に位置づけられた母子健康包括支援センターであるが、平成30(2018)年6月3日付雇児発 0603 第1号通知の「Ⅱ 児童虐待の発生予防」において、子育て世代包括支援センターであるとされた。子育ての最悪の事態である子ども虐待を予防するため、通知により母子保健にとどまらず包括的に子育てを支援することが明確に示されたといえよう。

すでに類似した名称の子育て支援センター事業が、平成7(1995)年の通知で地域全体の子育て基盤を形成するために保育所等で開始されており、さらに平成21(2009)年の改正児童福祉法により、地域子育て支援拠点事業として充実強化されていることと、母子保健法に位置づけられる前に、平成26(2014)年の閣議決定「まち・ひと・しごと創成基本方針」、平成27(2015)年の閣議決定「少子化社会対策大綱」において「子育て世代包括支援センター」の名称が言及されており、子育て支援担当部署における取り組みが先行していた。このような状況のもと母子保健法に位置づけられたことで、子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援をワンストップで提供する拠点として、子育て支援と母子保健が互いに歩み寄って取り組む、自治体の内部の連携の質が試されている取り組みといえる。

II. 切れ目のない支援とは

切れ目のない支援は、平成26(2014)年の妊娠・出産包括支援モデル事業からキーワードになった。厚生労働省は「妊娠・出産包括支援モデル事業の取組事例集について」¹⁾において、「核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦の方やその家族の方を支える力が弱くなっており、妊娠、出産及び子育てに係る妊産婦の方等の不安や負担が増えていると考えられます。このため、地域レベルでの結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことは重要であり、そのような支援を求める声も高まってきています。このため、厚生労働省においては、平成26年度に妊娠・出産包括支援モデル事業を実施しました。」と記している。

では、どこに切れ目があるのであろうか。母子保健事業は市町村が実施し、妊娠したときに妊娠届出から始まり母親(両親)教室、妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健診が行われている。これらの事業は毎日実施するものではなく、法に位置づけられている事業を対象者にお知らせし、実施者が必要と考える対象者に支援が行われてきた。図1に現行の母子に行われている事業(サービス)を示す。黒塗りで示すように事業の未受診等、サービスを利用しない・利用できない親子がおり、特に新生児訪問の後3~5か月児健診まで利用できるサービスがなく、この時期は産科医療機関から家庭に戻り子育ての不安等が多いことから、平成21(2009)年に児童福祉法に位置づけられた乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)が開始され、

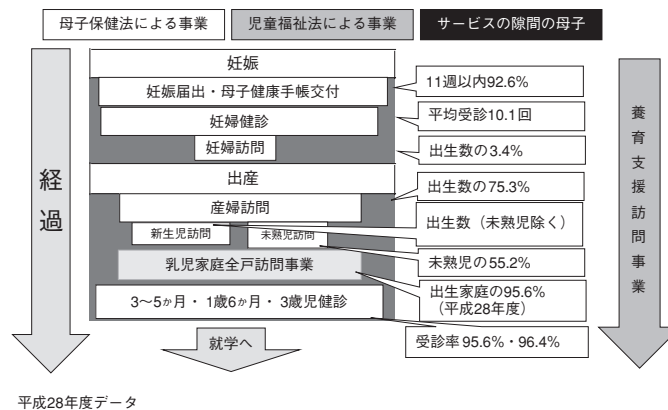


図1 妊娠期からの支援の切れ目はどこにあるか
(平成28年度厚生労働省地域保健・健康増進事業報告等)

さらに平成27（2015）年から産後ケア等の妊娠・出産包括支援事業（前年にモデル実施）が開始された。メニューは増えてきたが、これらの事業は乳幼児健診のように通知が来て利用するものや、申し込んで該当する対象者が利用できるものが多い。すなわち、利用者目線ではなく実施者目線の事業は、メニューを増やしてもサービスが利用できない親子に届かず、サービスの切れ目を解消できないといえる。

筆者は、切れ目のない支援とは筋が通ったその親子のストーリーに沿った支援と考える。筋が通ったとは、ある時期は疾病や障害の早期発見を目的とし、またある時期は仲間作りや子育て支援を目的とするといったように事業実施者の理由によるサービスの姿勢ではなく、利用者側の日々の生活や親子の育ちを、利用者を中心に考える姿勢である。親子のストーリーに沿うことは、その親子のことは妊娠期から継続して知っている、という個と個の支援である。これまで、何かあったら「保健センターに相談してね」、「保健師に相談してね」という、個人ではなく集団の顔で親子に接しがちだったのではなかろうか。これでは、奥深い生育歴の問題を抱え本当のことは見えないうようにして生きてきた、支援者側にとってはハイリスクと考える親ほど、支援を求めて来ない。人間を育てるのは人間であり、太古から人類は顔の見える関係の仲間がいてひとりぼっちではない子育てを行ってきた。父親がいても帰宅が遅く顔を見て肉声で話をする人間が身近にいない、コミュニケーションはスマホという親は、自分では寂しさを感じていないかもしれないが、人類の子育てとしては危機的状況である。顔を見て肉声で話をし、「あなたのことを知っている」、「私が心配だからあなたにおせっかいをする」と、生まれたときから知っ

ている近所のおばさんの存在が切れ目のない支援ではなかろうか。

Ⅲ. サービスを利用しない・利用できない切れ目にいる親への視点

妊娠届出から始まる支援につながらず、生まれたその日に殺してしまう虐待がある。厚生労働省社会保障審議会専門委員会の報告「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」²⁾では、第1次から第13次報告までの心中以外の虐待死678人のうち、生後0日の死亡は18.3%であった。第13次報告の0日死亡11人の母の状況は、「予期しない/計画していない妊娠」が9人（81.8%）、「若年妊娠」3人（27.3%）、「母子健康手帳の未発行」10人（90.9%）、「妊婦健診未受診」11人（100%）と、母子保健事業を利用しない、妊娠期から子どもの受容に問題があった事例と考えられる。予期しない妊娠をした女性は、未婚、パートナーに捨てられた、不倫関係にあるなどの相談できない事情で自治体に妊娠届出をしないことがあることから、匿名で相談できる相談窓口³⁾は有用である。しかし、予期しない妊娠をした女性が勇気を振り絞って妊娠届出を行ったり、医療機関を受診しても妊娠中期以降となることが多く、そこで相談や受診が遅いと咎められると次の行動を起こすことができなくなってしまう。サービスをなかなか利用できない女性の背景を思いやる視点を持ち、どのようなことがあっても「あなたを受け止める」という姿勢が重要である。

Ⅳ. 子育て世代包括支援センターにおける切れ目のない支援

平成32年度末までに全国の自治体で展開が目指され

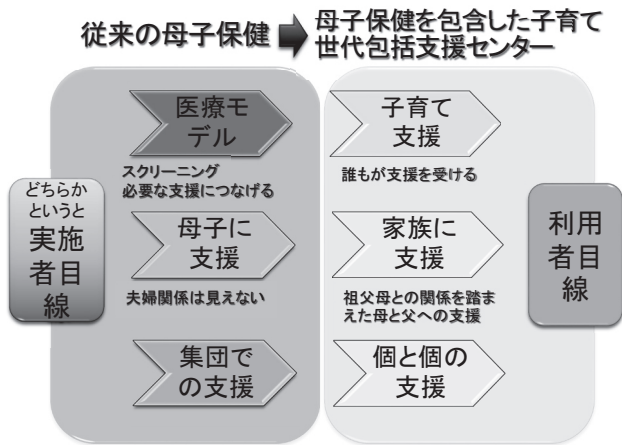


図2 母子保健と子育て世代包括支援センター

ている子育て世代包括支援センターは、母子保健と子育て支援が融合した支援を行うポピュレーションアプローチである。厚生労働省による「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」⁴⁾では、対象者は「主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者」、実施場所は「母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設・場所」、事業内容は「(1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること」、「(2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと」、「(3) 支援プランを策定すること」、「(4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと」とされている。

対象者は人口が少ないところでは、18歳までの全数支援も可能であろうが、子育ての支援が効果的であるのは、親子ともに安心・安全な出産・出生環境を整える妊娠期、子どもが絶対的信頼関係を親と作る乳児期、そして社会性を持つ幼児期、安定して学びに集中できる就学環境を整える就学前である。メリハリをつけて、妊娠期から就学前までの支援を行う必要がある。また、繕わずに本当のことが言える個室等の環境で、アンケートをチェックするのではなく、人間としての双方向の話“ダイアログ”での関係性構築が、公的支援の切れ目に陥らせることを予防する。さらに、子育て世代包括支援センターは、関係機関と情報を共有し、いわばプラットフォームとなることが期待される。情報は一方的に集めるのではなく関係機関との顔の見える関係での共有であり、地域の取り組みでは保育所に定期的に出向くことで未受診者が少なくなり、さらに健診で気にかかる親子の状況がわかるようになったとい

うところもある。必要に応じて支援プランを作成することは、ただ事業のメニューを渡すだけではなく、この時期にこのような支援を行うというプログラムを渡すことである。「何かあったら相談」ではなく、また、いつ家庭訪問に来るかがわからない実施者側の都合ではない、主体が利用者であるというメッセージでもある。

子育て世代包括支援センターの切れ目のない支援とは、集団での親子への接し方ではない、名乗った支援、すなわち個と個の支援を丁寧にいき、切れ目に陥らない支援といえる。

筆者が考える、従来の母子保健と子育て世代包括支援センターの支援の関係を図2に示した。乳幼児健診では正常・要フォロー・要精検の疾病や発達のスクリーニングに重きを置きがちであるが、問題を指摘するのではなくどのような親子でも受け止め孤立させない「医療モデルから子育て支援へ」、また、どうしても母子保健では母と子の関係を重要視しがちであったが、母にはパートナーがいて、そこには性的関係があるという視点と、母とパートナーには子育てをしてくれた祖父母との関係が現在の人となりに影響している視点が必要であり「母子に支援から家族に支援へ」、そして先に述べた名乗らない顔が見えない「集団での支援から個と個の支援へ」とシフトすることで、サービスを使用しない・できない親も利用しやすい、切れ目をつくらない顔が見える支援が展開されよう。子育て世代包括支援センターがわが町で真に健やかな親子を育てるには、支援者がいかに利用者目線に立てるかにかかっている。

文 献

- 1) 厚生労働省. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/h26nshm.pdf>
- 2) 厚生労働省. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000177954.pdf>
- 3) 全国妊娠 SOS ネットワーク. <http://zenninnet-sos.org/> (相談窓口一覧がある)
- 4) 厚生労働省. <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyo-11908000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Boshihokenka/senta-gaidorain.pdf>